

高崎市公告第162号

令和8年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書について、別添の送付すべき住所
居所が不明により送達できないため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条
の2及び高崎市市税条例（昭和29年高崎市告示第61号）第18条の規定に基づき次
のとおり公示する。

なお、この納税通知書は本職が保管し、納税者の申し出によりいつでも交付する。

令和8年9月11日

高崎市長 富岡 賢治

(件数 : 10 件)

[illegible]